

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社 島根銀行			コード	7150		
提出日	2025/6/10		異動（予定）日	2025/6/26			
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日開催予定の定時株主総会に取締役選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	名越 昇	社外取締役	○										○				有	
2	周藤 智之	社外監査役	○										○				有	
3	浅枝 芳隆	社外取締役	○										○				有	
4	市川 亨	社外監査役	○												○		有	
5	木村 紀義	社外取締役											○				新任	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の名越昇氏と当行との間には預金取引があり、また同氏が代表を務める有限会社日建商事と当行との間には預金取引、融資取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	名越氏は永年にわたり島根県信用保証協会において地元事業者と金融機関との金融円滑化に携わられており、金融関係業務に関する豊富な知識、経験に基づき、当行の業務執行等の適法性について中立的かつ客観的に監査を行っていただくため社外取締役に選任しております。また、同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	社外監査役の周藤智之氏と当行との間には預金取引がありますが、通常の銀行預金取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	周藤氏は公認会計士としての豊富な知識、経験に基づき、当行の業務執行等の適法性について中立的かつ客観的に監査を行っていただくため社外監査役に選任しております。また、同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3	社外取締役の浅枝芳隆氏と当行との間には預金取引がありますが、通常の銀行預金取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	浅枝氏は公認会計士としての豊富な知識、経験に加え、事業会社における経営者としての豊富な知識、経験に基づき、当行の業務執行等の適法性について中立的かつ客観的に監査を行っていただくため社外取締役に選任しております。また、同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4	該当なし。	市川氏は金融機関において要職を務められた経験に加え、金融庁主任統括検査官等を歴任されており、金融分野における豊富な知識、経験に基づき、当行の業務執行等の適法性について中立的かつ客観的に監査を行っていただくため社外監査役に選任しております。また、同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5	—	—

## 4. 補足説明

「社外役員の独立性判断基準」について
以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当行に対する十分な独立性を有するものと判断する。
①当行を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
②当行の主要な取引先（※2）又はその業務執行者
③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（※3）
④当行から多額の寄付金を受ける者又はその業務執行者（※4）
⑤当行の主要な株主（※5）又は業務執行者
⑥上記①から⑤に掲げる者の近親者（二等親以内の近親者をいう。以下同じ）
⑦過去1年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者
⑧当行又はその子会社の業務執行者の近親者
（注）
（※1）当行を主要な取引先とする者…当該者の直近事業年度における年間連結売上高に占める当行宛売上高が10%以上を超える者。
（※2）当行の主要な取引先…当行グループの連結貸出金残高の1%を超える貸付を当行グループが行っている者。
（※3）専門家…当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外役員に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
（※4）多額の寄付金を受ける者…当行グループから過去3年間の平均で1,000万円を超える寄付金を得ている者。
（※5）当行の主要な株主…当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。